

## 5 賃金・労働費用

第5-3表 産業別賃金（2012年）

Table 5-3: Wages by economic activity, 2012

		非農林漁業 部門 All sectors excluding agriculture, forestry and fishing	製造業 Manufacturing	鉱業及び 採石業 Mining and quarrying	建設業 Construction	情報通信業 Information and communication	注 <sup>1)</sup>
日本 <sup>2)</sup>	JPN	314,127	372,073	372,560	365,413	481,478	E e
アメリカ <sup>3)</sup>	USA	19.77	19.08	25.79	23.98	27.01	E e
カナダ <sup>4)</sup>	CAN	23.65	23.61	33.10	25.47	22.58	R e
イギリス <sup>5)</sup>	GBR	12.81	13.33	14.80	14.13	19.02	E e
ドイツ <sup>6)</sup>	DEU	22.10	24.18	23.69	18.04	29.68	E e
フランス <sup>7)</sup>	FRA	16.27	16.63	16.11	14.28	21.49	E w
イタリア <sup>7)</sup>	ITA	14.48	12.96	17.45	12.65	16.82	E w
スウェーデン <sup>8)</sup>	SWE	35,500	39,270	39,790	35,590	38,510	E w
ロシア <sup>9)</sup>	RUS	26,629	24,512	50,401	25,951	28,701	E e
中国 <sup>10)</sup>	CHN	46,769	41,650	56,946	36,483	80,510	E e
香港 <sup>11)</sup>	HKG	12,000	12,000	—	12,000	18,000	R w
韓国 <sup>12)</sup>	KOR	2,567	2,503	2,803	2,636	3,197	E e
シンガポール <sup>13)</sup>	SGP	3,000	3,300	—	3,000	4,281	E e
タイ <sup>14)</sup>	THA	10,634	9,392	13,388	6,664	25,345	R e
フィリピン <sup>15)</sup>	PHL	333.82	330.03	317.21	310.65	548.01	E e
インド <sup>16)</sup>	IND	317.9	318.1	388.9	288.7	—	E w
オーストラリア <sup>17)</sup>	AUS	1,413	1,283	2,341	1,579	1,607	E e
ニュージーランド <sup>18)</sup>	NZL	25.07	24.85	33.47	24.73	29.08	E e
ブラジル <sup>19)</sup>	BRA	1,343	1,406	2,617	1,166	1,496	E e

資料出所 日本：厚生労働省（2013.2）「平成24年毎月勤労統計調査」

その他：ILO ILOSTAT (<http://www.ilo.org/ilostat/>) 及び各国政府ウェブサイト等

(注) 特に注がない限り、単位は第5-2表(p.174)に同じ。現地通貨。

- 1) E=実際に支払われた賃金(諸手当・ボーナス含む)、R=労働契約等により予め定められている賃金(諸手当・ボーナス含む)。e=雇用者(時間給・日給労働者及び月給労働者)、w=時間給・日給労働者のみ。
- 2) 事業所規模5人以上の常用労働者。一人平均月間現金給与総額。
- 3) 民間部門の生産労働者(管理職を除く)。鉱業及び採石業は林業の一部を含む。
- 4) 鉱業及び採石業は林業、漁業、石油、ガスを含む。情報通信業は娯楽業を含む。
- 5) 成人フルタイム労働者の時間当たり賃金。時間外手当を含む。100ポンド以上の者は除外。4-6月期の数値。
- 6) フルタイム労働者。
- 7) 時間当たり賃金。2010年値。
- 8) 諸手当を含む月当たり賃金。非生産労働者。2012年12月の数値。
- 9) 非農林漁業部門の欄は農林漁業を含む。
- 10) 都市部のみを対象。非農林漁業部門の欄は農林漁業を含む。
- 11) 月当たり賃金。中央値。
- 12) 単位：1,000ウォン/月。10人以上規模企業の常用雇用者。
- 13) フルタイム労働者(国家軍人を除く)。国籍保有者・永住権保有者が対象。6月の中央値。
- 14) 非農林漁業部門の欄は農林漁業を含む。2012年第1四半期の数値。
- 15) 一日当たり賃金。非農林漁業部門の欄は農林漁業を含む。
- 16) 常用雇用者。サンプル調査による。2009年度の値。
- 17) 成人のフルタイム非管理職。2012年5月の数値。
- 18) 非農林漁業部門の欄は農林漁業を含む。自営業を含む。
- 19) 情報通信業は運輸・倉庫業も含む。9月の数値。